

古賀市型鑄鉄製マンホール蓋認定基準及び認定申請提出要綱

1. 目的

古賀市の公共下水道事業等において使用するマンホール蓋を認定する場合の基準として規定する。

2. 認定基準

蓋の認定については製造工場ごとに申請し、下記の条件を満たすものとする。

- (1) 財団法人日本下水道協会の認定工場で製作されたものであること。
- (2) 古賀市長に認定申請書を提出し、その内容が適正と認められること。
- (3) 福岡県内の自治体への納入実績が**3年以上**あること。(様式2)
- (4) 古賀市型マンホール性能仕様書に適合し、検査要領書に基づき、公平性・中立性を確保できる第三者機関での検査を実施し検査報告書(状況写真添付など)を添付すること。
- (5) 認定については、「公共」・「集落排水」それぞれ行うものとし、各々重車道用・一般市道用(その他の蓋も含む)と2つに分けて認定を行う。

3. 認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。(様式3・4)

4. 認定期間

認定の有効期限は1ヶ年とし、毎年見直しを行うものとする。

5. 認定の更新

認定の更新については、認定期間内に申請を行った場合に限り、変更のない添付書類及び工場検査を省略することができる。

また、認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

(様式5・6)

6. 指定の取り消し

認定した製品(製造業者)において下記の事項が生じたときは、古賀市の認定を取り消すものとする。

- (1) 財団法人日本下水道協会の認定工場でなくなった場合
- (2) 認定申請の内容が履行されなかった場合
- (3) 不正や反社会な事実が認められた場合
- (4) 自ら廃業又は認定の取り消しを申し出た場合

※また、認定期間中の納入実績が著しく少ない製品は、認定の取り消しを行うことがある。

7. その他

- (1) 古賀市は認定期間内において認定申請書の内容確認など、必要に応じ立ち入り検査を実施したり、書類の提出を求めたりすることができる。
- (2) 合格した製品の納入後であっても、古賀市が検査の必要があると認めたときは、納入した製品の中から随時抜き取り検査を行うことができる。
- (3) 古賀市が行う材質検査、製品検査及び立ち入り検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。
- (4) 製造業者の納入実績報告を単年度ごとに作成し、翌年度の4月末までに提出するものとする。
- (5) この基準に疑義が生じた場合は、古賀市の指示又は両者の協議によるものとする。

8. 提出書類

別表1 認定申請事務処理の流れにより提出書類は次のとおりとする。

【申請】

提出書類はA4とし、ファイルに綴じて提出すること。

- ① 認定申請書（様式1）
- ② 納入実績報告書（様式2）
- ③ 緊急時連絡体制表（クレーム時・事故時・災害時等）
- ④ 製作図面（2部）
- ⑤ 製造工程図
- ⑥ 製品の製造状況を明示したもの
- ⑦ 製品の製造等に係る材料の内訳を明示したもの
- ⑧ 製品の出荷、輸送体制を明示したもの
- ⑨ 日本工業規格表示許可書の写し
- ⑩ （社）日本下水道協会下水道用資機材製造工場認定書の写し
- ⑪ 品質管理体制表及び社内検査体制表
- ⑫ その他古賀市が必要と認めた書類

【検査報告】

検査報告書（状況写真添付）

9. 申請期間

平成21年4月1日から随時